

労働者派遣個別契約書（案）

海南市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、次のとおり労働者派遣個別契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務内容） 仕様書による

（責任の程度） 役職なし（付与される権限なし）

（就業場所） （事業所名） 海南市役所

（住所） 和歌山県海南市南赤坂 11 番地

（電話番号） 073-483-8416 （FAX） 073-483-8419

（組織単位） 総務部税務課

（指揮命令者） ①（役職）_____（氏名）_____

②（役職）_____（氏名）_____

（派遣期間） 令和 8 年 1 月 13 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

（就業日） 仕様書による

（就業日外労働） 休日の全てを対象とする

（時間外労働） 1 日 8 時間 1 か月 80 時間以内

（就業時間） 8 : 30 ～ 17 : 00 （実働 7 時間 30 分）

（休憩時間） 12 時 00 分 ～ 13 時 00 分

ただし、業務の進捗状況によっては休憩の開始時間を変更することができる。

（派遣先責任者） （役職）_____（氏名）_____（電話番号） 073-483-8416

（派遣元責任者） （役職）_____（氏名）_____（電話番号）_____

（派遣料） 単価 時間額_____円（別途消費税等）

実働 8 時間 00 分を超えたときは 25%割増

深夜割増 25%（8 時間超と重複 50%）

毎月末日締め 翌月末日払い

(派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定するか否か) 限定しない

(派遣労働者を労使協定対象労働者に限定するか否か) 協定対象労働者に限定

(安全及び衛生)

甲及び乙は、労働者派遣法第 44 条から第 47 条の 4 までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用する。甲は、VDT 機器を使用して作業する場合は、連続して 1 時間を超えないこととする。1 時間連続して操作したときには少なくとも 10 分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与)

甲は、派遣労働者に対し、甲が雇用する労働者が利用する診療所、レクリエーション施設等の施設又は設備について、利用することができるよう便宜供与することとする。

(派遣労働者からの苦情の処理)

(1) 苦情の申出を受ける者

派遣先 (役職) _____ (氏名) _____ (電話番号) 073-483-8416

派遣元 (役職) _____ (氏名) _____ (電話番号) _____

(2) 苦情処理方法、連携体制等

- ①乙における上記記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- ②甲における上記記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- ③甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

(甲が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置)

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を甲が雇用する場合には、その雇用意思を事前に乙に対して示すこと。

また、当該派遣労働者を甲が雇用する場合の手数料に関しては、その都度、甲、乙

で協議するものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 海南市南赤坂 11 番地
海南市長 神 出 政 巳

(乙) ○○○県△△△市□□□◇◇番地
○○○○株式会社
代表取締役社長 _____